〔講師の略歴等〕

○並河信乃（なみかわしの）氏

１９４１年生まれ東京大学経済学部卒業

経団連事務局、第二次臨時行政調査会（土光臨調）・第一次臨時行政改革推進審議会（土光行革審）会長秘書を経て、１９８９年から（社）行革国民会議事務局長

著書として「霞ヶ関がはばむ日本の改革」（ダイヤモンド社）、「分権社会の創造」（編著東洋経済新報社）、「図解行政改革のしくみ」（東洋経済新報社）など多数

○神原勝（かんばらまさる）氏

１９４３年生まれ中央大学法学部卒業

（財）東京都政調査会、（財）地方自治総合研究所を経て１９８８年に北海道大学法学部教授に就任

道の諮問機関である道政改革民間フォーラム（１９９５～９７）副委員長、道政改革推進委員会（１９９７～９９）委員長を経て、現在、支庁制度検討委員会委員長

著書に「転換期の政治過程ー臨調の軌跡とその機能」（総合労働研究所）、「地方分権へ」（共著ぎょうせい）、「北海道自治の風景」（北海道新聞社）など多数

===============================〔並河氏レジュメ〕===============================

2000.11.1

行革国民会議

並河信乃

分権と道州制

１　道州制と連邦制

道州制→広域行政

連邦制→補完性の原則の徹底（数は本質的な問題ではない）

どちらを目指すのか

２　連邦制における地方政府

政府：３権の具備（立法、行政、司法）

機関委任事務制度廃止の意味→条例制定権の拡大議会の復権

完成予想図

３層の政府（市政府、州政府、連邦政府）

法体系の変化

包括委任

自治基本法と自治基本条例

３　移行過程

道州制の位置付け（過渡期？）

全国一斉にやるか、出来るところからやるか

法的整備の必要性の有無

都道府県の位置付け・役割

法律的には国の出先機関ではなくなった＝立派な地方政府

司法はとりあえず行政委員会的なもので

北海道開発局の位置付け・役割

最終的には廃止、当面は意思決定への参加

ＲＤＡ（RegionalDevelopmentAgency）

国レベルでの応用

道レベルでの応用

支庁

市町村合併か事務の逆委任か

４　政治的自立と経済的・財政的自立

税源移譲の効用の限界

新たな財政調整制度

地域産業政策の必要性

===============================〔神原氏レジュメ〕===============================

道州制懇話会2000.11.1

道州制私論

神原勝（北海道大学大学院法学研究科）

1．戦後道州制論の系譜

(1)戦後改革と都道府県制（以下「府県」と略称）

・国・府県間の妥協（機関委任事務）

・府県・市町村間の妥協（1956年、政令指定都市）

(2)継続された府県改革論

・地方制案（1957年、地方制度調査会）

・府県合併論（1960年代、府県合併特例法案）

・道州制論（1970年、日本商工会議所、以後今日まで多数の道州制度論）

過去の官治道州制→今日の自治道州制（知事の直接公選）

2．分権改革と道州制論

(1)分権推進法前後の議論

・多様な分権構想の登場

垂直分権（市町村・府県の2層制を前提とした分権

抜本改革（連邦制・道州制）

・1980年以降の行政改革の影響

中央改革に力点自治改革に力点

(2)垂直分権の選択

・2段階改革（神原「神奈川レポート」、連邦制・道州制は将来課題）

・現在（2000年）はもう「将来」か？

3．特殊北海道的道州制

(1)パイロット道州制の提唱

・1994年、地方自治研究懇話会（知事諮問機関）

全図規模の道州制は困難だが、北海道は垂直分権を徹底すればただちに道州制になる

・まず北海道でパイロット的にやってみよう

結果としての「1国2制度」（北海道の「道制」、本州の「府県制」）

(2)＜規模＞と＜権限＞の道州制

・道州制の2つの要素

①規模（面積・人口など）すでに北海道はこの点では「道」州になっている

（北海道をどこかと統合する案はない）

②権限（権限・財源など）第5次勧告を全国で実現させれば府県間問題はないので、権限面でも北海道は道州制になる

＊「道州制」とは変な言葉？

(3)公共事業をどうするか

・最大のポイント

直轄事業、補助事業あわせて国費ベース9000億

公共事業の1割

・プラスα

国有林野、国立公園、運輸なども移譲

・政治家の合意（金は減る、金より自由）できるか

4．戦略展望と支庁改革

(1)広大な面積・縦割り行政

・1つの県庁（道庁）と212の市町村

個別に結合

・＜点＞と＜線＞の行政だけで＜面＞の行政なし

地域個性・地域経済力

・道州制になっても受け皿なし

(2)要となる支庁制度改革

・東北6県＋新潟県（512市町村）＝北海道（212市町村）

北海道には大県7個、小県23個が入る

東北州になれば今の県は州の出先機関になる

北海道でそれに相当するものは何か？（支庁）

・支庁再編成なければ道州制なし

・支庁再編を軸に市町村も変わる

昔の合併（強制型等質合併）と今の合併（必然型自主合併）

(3)北海道戦略の組み立て方

・北海道は＜普通の県＞になる（特例の廃止）

・分権進めば必然的に北海道は＜道州制＞になる（結果としての1国2制度）

・支庁改革の実現が前提（2～3年内）

これから自民・民主などで道州制をめぐる議論が活発になる。

しかし都府県はこれに否定的→妥協策として北海道の「パイロット道州制」論が浮上する。

・将来、支庁機能の大半を市町村に移譲（基礎自治体の強化）